

ライターは正しく捨てましょう！

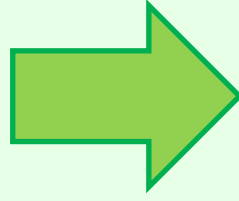
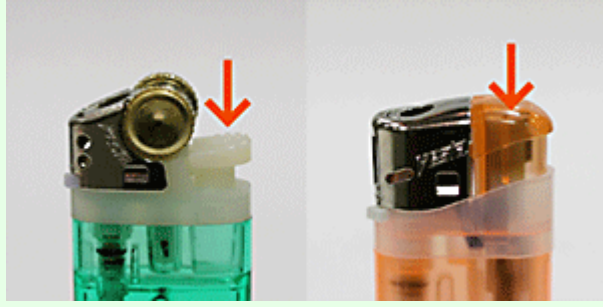
！ 幼児対策が施された**PSC対応ライター**を使いましょう！

！ 不要な古いライターは**ガス抜き**してから捨てましょう！

★ **自治体のルールに従って**正しく廃棄しましょう。

ガスの抜き方の例

(注)火の気のないことを確認し、**風通しのよい屋外**で行いましょう。



- ① 周囲に**火の気のない**ことを確認する。
- ② 操作レバーを押し下げる。着火した場合はすぐに吹き消す。
- ③ 輪ゴムや粘着力の強いテープで、押し下げたままのレバーを固定する。
- ④ 「シュー」という音が聞こえれば、ガスが噴出している（聞こえない場合は炎調整レバーをプラス方向にいっぱい動かす）。
- ⑤ この状態のまま付近に**火の気のない、風通しのよい屋外**に半日から1日置く。
- ⑥ 念のために着火操作をして、火が着かなければ、ガス抜きは完了です。

(参考：(社)日本喫煙具協会HP <http://www.jsaca.or.jp/info/throw.html>)

本リーフレットの問い合わせ先

消費者庁	消費者安全課	電話番号 03-3507-9201
経済産業省	商務情報政策局日用品室	電話番号 03-3501-1705
	商務流通グループ製品安全課	電話番号 03-3501-4707
環境省	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	電話番号 03-5501-3154

消費者庁、警察庁、総務省消防庁、経済産業省、環境省、(社)日本喫煙具協会

ライターの火遊びによる火災を防ぐには、 周囲の**大人の注意**が欠かせません!!



子どもの手の届かないところにおきましょう

家中、車の中にライターを放置せず、子どもの手の届かない場所にきちんと保管しましょう。



子どもに触らせず、火遊びの危険性を教えましょう

子どもにライターを触らせないようにしましょう。

子どもがライターで火遊びをしているのを見かけたら、すぐに注意してやめさせましょう。

理解できる年齢になったら、家庭や学校で子どもに火遊びの危険性を教えることも大切です。



不要なライターはきちんと捨てましょう



【ガス抜きの様子】

利用しなくなった古いライターが、ありませんか？

ライターは使い切るかガス抜きをして、各自治体のルールに従って正しく廃棄しましょう。

ガス抜きの方法と注意事項の情報は(社)日本喫煙具協会HPをご覧ください。
<http://www.jsaca.or.jp/info/throw.html>



子どもが簡単に使えないPSC対応ライターを使いましょう

平成22年から、いわゆる**使い捨てライター**や**多目的ライター**の販売規制が開始されました。平成23年9月27日以降、子供が簡単に操作できない幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)が施されたPSC対応ライター以外は販売が禁止されています。

安全のため、子どもが簡単に使えない**PSC対応ライター**を使いましょう。
また、PSC対応ライターであっても、周囲の大人の注意が必要です。

規制に関する情報は、経済産業省の製品安全ガイドHPをご覧ください：http://www.meti.go.jp/product_safety/

製品安全ガイド

検索